

**地域生活支援センターさっぽろ
指定管理者募集要項**

目次

1 施設の概要	1
2 申込資格	1
3 申込書類	2
4 選定基準	4
5 管理の基準	6
6 業務内容	8
7 利用料金に関する事項	8
8 管理運営に要する経費	8
9 指定期間	11
10 申込方法・スケジュール等	11
11 指定管理者候補者の選定及び指定	12
12 協定の締結	12
13 参考資料	13
14 その他	14

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成 15 年条例第 33 号)に基づき、公の施設である地域生活支援センターさっぽろの管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

記

1 施設の概要

施 設 の 名 称	地域生活支援センターさっぽろ
施 設 の 所 在 地	札幌市中央区大通西 19 丁目
施設の設置目的	障がい者(児)や家族等の地域生活を支援するために、札幌市障がい者相談支援事業実施要綱に規定する相談支援事業を実施するとともに、札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱に規定する地域活動支援センター(相談支援併設型)を運営することを目的とする。
建 物 の 構 造 等	開設年月日:平成 16 年5月1日 構造・規模:鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建の5階の一部 敷 地 面 積:2,724.38 m ² 延 床 面 積:190.2 m ² (5階施設床面積) 主 要 施 設:地域交流活動室兼訓練室、食堂兼談話室、事務室、相談室、 静養室等 施設平面図等:別添のとおり(資料1)

2 申込資格

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等の非営利法人または医療法人であること。
- (2) 札幌市内に法人の事務所があること。
- (3) 札幌市内において、障がい福祉に関する事業を実施していること。
- (4) 法人又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者
 - エ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - オ 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている者
 - カ 地方自治法第 244 条の2第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから3年を経過しない者(ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合は除く)
 - キ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第 92 条の2、第 142 条(同条を準用する場合を含む)又は第 180 条の5第6項の規定に抵触することとなる者

- ク 札幌市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ケ 地域生活支援センターさっぽろ指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人
- コ 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者(地方税法附則第 59 条第1項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている者を除く)
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第6号。以下「暴排条例」という)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団関係事業者」という)(※代表者においてはその構成員である者)
- (5) 地域生活支援センターさっぽろにおける業務を円滑に行うため、次に掲げる職員を確保できること。
- ア 施設長 常勤1人
施設長は、障がい者(児)の地域生活支援に係る熱意と経験を有し、当該施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。
- イ 相談支援事業に従事する者 相談員 4.5 人以上(常勤換算)
相談員のうち2人は常勤専任職員とし、非常勤又は兼務の場合は週 20 時間以上従事する。
常勤専任職員のうち1人については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第3条に基づく相談支援専門員であること。
施設長と相談員又は地域支援員は兼務可能とする。
- ウ 地域活動支援センター事業に従事する者 生活支援員 常勤1人、非常勤1人以上
配置する職員のうち1名は、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門資格を有する者でなければならない。非常勤分は相談員との兼務可能とする。

3 申込書類(原則、A4サイズで統一してください。)

(1) 申込書(様式1)

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格			書類の内容
2(1)			法人登記簿の謄本(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)
2(2)			法人の事業所の所在地を確認できるもの
2(3)			法人の沿革や活動記録
2(4)ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ			2(4)ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケに該当しない旨の申立書(様式 2)
2(4)コ	札幌市税	納税義務がある場合	・納税証明書(指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの)

		納税義務があり、猶予を受けている場合	・徴収猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書(この要項の配布開始日以降に交付されたもの)
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書(様式2)
	法人税、消費税及び地方消費税	納税義務がある場合	・納税証明書(未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの)
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・納税の猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書(この要項の配布開始日以降に交付されたもの)
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書(様式2)
2(4)サ			・暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿(様式2-1)

※2(3)については、別途確認する。

(3) 管理業務の計画書(様式3)

以下の点について盛り込んだものを作成すること。なお、作成に当たっては、仕様書に掲げる要求水準に留意のうえ、様式3に示す内容を含めること。

- ア 地域生活支援センターさっぽろの管理に係る基本方針、事業目標、平等利用を確保し、すべての利用者に対し一定水準の支援が行われるような方策
- イ 組織、人員体制(組織構成、職員配置計画、職員採用計画、勤務形態、勤務条件、人材育成・研修計画、労働関係法令の遵守に向けた対応、雇用環境の向上に向けた取組等)
- ウ 業務運営計画書〔管理水準の維持向上、第三者への委託等(5-(10)-ウ参照)の予定及び当該委託した業務の管理に関する事項、札幌市及び関係機関との連絡調整、財務管理、苦情対応、セルフモニタリング、評価等〕
- エ 施設・設備等の維持管理に関する業務内容(維持管理業務計画、防災業務計画、ソフト事業計画(各種講座、講演会等)、札幌市内の企業等の活用計画、地球温暖化防止対策及び環境への配慮に向けた取組等)
- オ 相談支援業務の具体的な実施計画等
 - ・相談支援に関するアセスメント、ケアプラン作成及びモニタリングの実施方法
(アセスメントシート及びケアプランについては様式を示すこと)
 - ・他の相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連携方法
 - ・地域の相談支援体制の強化に向けた方策
 - ・地域活動支援センター利用者の社会参加・地域住民との交流に向けた方策
- カ 指定期間内の年度ごとの業務計画書
- キ 福祉施策に関する取組(障害者法定雇用率の達成状況、福祉施策への取組等)(様式3-1)
- ク ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組(様式 3-2)

(4) 管理に係る収支計画書(様式4及び様式4-1～5)

(5) 法人の経営状況を説明する書類等

- ア 前3事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類
- イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)

ウ 前3事業年度の売上高経常利益率、自己資本比率、流動比率、総資本経常利益率、売上高有利子負債比率を計算した書類(様式5。既に財産的取引活動をしている法人のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分。なお、提出を必要とする法人において、経理の方法等により提出が困難な場合には、その旨の申立書を提出してください)

エ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

(6) 法人の活動内容等を記載した書類

ア 定款又はこれらに相当する書類

イ 事業報告書又はこれらに相当する書類

ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

エ 類似の事業(官公庁から委託を受けた事業等)の活動実績に関する書類

(7) 提出部数、書式等(※必要な場合)

提出部数 12 部(正本1部、写し 11 部)

※紙質は問いませんが、提出書類は原則として両面印刷でA4縦の簡易製本としてください。

製本したものに加えて、電子データ(原則ワード・エクセル形式)を電子媒体(CD、DVD 等)に保存し提出願います。ただし、指定形式により難しい場合のデータフォーマットについては、札幌市と協議を行い決定してください。なお、手書きでの作成はご遠慮ください。

4 選定基準

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準(配点)による採点に基づく総合点数方式により行います。

(1) 利用者の平等な利用が確保されること。(計5点)

ア 公の施設としての利用者の平等な利用を前提とした基本方針となっているか(必須項目につき適・不適のみ)

イ 平等利用を確保するための方針及び取組項目が適正かつ効果的なものとなっているか

(2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。(計 60 点)

ア 施設の設置目的に合致した運営方針となっているか(必須項目につき適・不適のみ)

イ 相談支援については、ケアマネジメントの手法を用いることにより、利用者本人に寄り添った支援を行えるものになっているか

ウ 他の相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連携が適切に行えるものとなっているか

エ 地域の相談支援体制の強化に向けた積極的な取組がなされているか

オ 地域活動支援センター利用者の社会参加等に向けた方策が実効性を伴っているか

カ 計画書の全体が、施設の設置目的の達成、課題の解決に対し有効に寄与するか

(3) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(計 75 点)

ア 法人の組織及び財務状況が健全であるか

イ 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか

ウ 配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか

エ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か

オ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か

カ 労働関係法令の遵守に向けた対応、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用環境の向上に向けた取組等の内容は適切か

キ 管理業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか

なお、当該項目は以下の評価方法により採点を行う。支払賃金に関わる配点に関しては、様式4-4で記載した指定管理期間初年度の配置人数、計画時給額等に応じて以下のとおり採点する。

※各配置人数について小数点第2位を四捨五入し、合計点数は整数未満を四捨五入することとする。

各配点 = 15 点 × (各配置人数 / 合計配置人数) ×

((各計画時給額 - 北海道最低賃金) / (基準時給額 - 北海道最低賃金))

記載項目分全てについて、各々計算し合計する。

なお、(計画時給額 - 北海道最低賃金) / (基準時給額 - 北海道最低賃金) が 1 を超える場合は、当該部分を 1 として計算すること。

例) (配点が 15 点の場合)

	職種	雇用形態	配置人数 (人)	計画時給 (円)
A	相談員	常勤専任	1	1,500
B	相談員	常勤専任	2	1,200
C	相談員	常勤兼任	2	1,000
D	生活支援員	常勤専任	2	980
E	支援員	非常勤専任	3	960
合計	—	—	10	—

本市で定める基準時給額(円)	北海道最低賃金(円)
1,027	960

A: 採点結果 = 15 点 × (1 人 / 10 人) × ((1,500 - 960) 円 / (1,027 - 960) 円) = 1.500 点

B: 採点結果 = 15 点 × (2 人 / 10 人) × ((1,200 - 960) 円 / (1,027 - 960) 円) = 3.000 点

C: 採点結果 = 15 点 × (2 人 / 10 人) × ((1,000 - 960) 円 / (1,027 - 960) 円) = 1.791 点

D: 採点結果 = 15 点 × (2 人 / 10 人) × ((980 - 960) 円 / (1,027 - 960) 円) = 0.895 点

E: 採点結果 = 15 点 × (3 人 / 10 人) × ((960 - 960) 円 / (1,027 - 960) 円) = 0.000 点

合計点数 = 7.187 点

※合計点数について、小数点第三位未満を四捨五入する

ク 第三者への委託の方法は適切か

(4) 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。(計 25 点)

ア 札幌市が支払うべき管理費用が基準管理費用の範囲内であるか(適・不適)

イ 札幌市が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか

<点数換算表>

基準管理費用に対する削減率等	得点
削減率 0%の提案	0 点
削減率 0%超 5%未満の提案	5 点
削減率 5%超 10%未満の提案	10 点
削減率 10%超 15%未満の提案	15 点
削減率 15%以上の提案	20 点

ウ 支出計画に無駄はないか

(5) その他(計 15 点)

ア 環境への配慮がなされている提案となっているか

イ 第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか

ウ 職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に配慮がなされているか

5 管理の基準(地域生活支援センターさっぽろの適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項)

(1) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館時間は次のとおり。ただし、開館時間や相談受付時間の延長、休館日の開館又は開館日の臨時の休館が必要と認められる場合については、札幌市と協議のうえ変更することができます。

開館時間	午前10時00分から午後7時00分まで
休 館 日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(2) 地域生活支援センターさっぽろの利用の承認について

施設の利用の承認は、札幌市障害者福祉施設条例(平成 18 年条例第 40 号。以下「施設条例」という。)、札幌市障害者福祉施設管理規則(平成 18 年9月 30 日規則第 93 号)に定めるところにより行うこととします。

(3) 入館の制限等に関する事項

施設条例第 11 条各号に定める場合には、地域生活支援センターさっぽろに入館しようとする者の入館を禁じ、又は入館している者に地域生活支援センターさっぽろの利用の停止若しくは地域生活支援センターさっぽろからの退館を命じることができます。

(4) 個人情報の保護に関する法律の適用について

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第4章の規定のほか、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により札幌市と同様の安全管理措置義務を負うことになります。具体的には、管理業務を開始する前に、札幌市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合している旨の申出

書を提出していただきます。

また、同法第33条第1項の規定による開示の請求、第34条第1項の規定による訂正の請求及び第35条第1項の規定による利用停止等の請求があったときは、同法の定めるところにより適正に対応する必要があります。

(5) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第22条の2の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(6) 札幌市行政手続条例の適用について

指定管理者は札幌市行政手続条例(平成7年条例第1号)第2条第4号の「行政庁」に該当するため、利用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(7) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は札幌市オンブズマン条例(平成12年条例第53号)第20条の規定により、オンブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めることとなります。

(8) 暴排条例の適用について

指定管理者は暴排条例第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力してください。具体的な取組みについては、以下の通りです。

ア 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)や暴力団関係事業者などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

イ 協定に関連する契約(第三者への委託、物品調達等)について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととします。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従ってください。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)に基づき、障がい者への合理的配慮を行わなければなりません。指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、札幌市に準じた対応を行ってください。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」(対応方針)及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」(接遇要領)を参照してください。

(10) その他

ア 管理業務を行うに当たっては、法令、条例、規則等の規定を遵守しなければなりません。

イ 管理業務を行うに当たっては、地球温暖化対策及び環境に配慮した取組の推進に努めてください。

ウ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、清掃、警備等の管理運営業務の目的を損なわない業務等本市が認める業務についてはこの限りではありません。

なお、委託を行う場合は、軽微なものを除き、札幌市の承認が必要となります。

エ 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用に努めてください。

オ 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、障がい者の積極的な雇用や障害者就労施設等の活用など、福祉施策への取組に努めてください。

カ 第三者への委託、物品の調達にかかる支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第6条に準拠するよう努めてください。

6 業務内容

指定管理者の行う主な業務は以下のとおりとし、業務の詳細は、別紙「地域生活支援センターさっぽろ指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとします。

- (1) 統括管理業務
- (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
- (3) 札幌市障がい者相談支援事業実施要綱に規定する事業の計画及び実施に関する業務
- (4) 札幌市地域活動支援センター運営費補助要綱に規定する事業の計画及び実施に関する業務
- (5) 上記業務に付随する業務

7 利用料金に関する事項

地域生活支援センターさっぽろの利用料は無料としますが、飲食物費、日用品費及び光熱水料等の利用者個人に係る費用を利用者から徴収することができます。

8 管理運営に要する経費

(1) 管理経費の支払について

施設の管理運営に関する一切の費用(指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。)は、利用料金その他の収入及び札幌市が支払う管理費用をもって充てるものとします。

管理費用の金額は、札幌市が適正であると認める金額の範囲内とし、支払方法は、協定に定めるところにより、分割払いとします。なお、当該支払いは、業務期間を分割し当該各期間の業務履行確認後に行うことを原則とします(詳細は、協議により協定で定めます。).

また、募集施設の基準となる管理費用は以下のとおりです。

(単位:千円)

年度	基準管理費(年度別、 消費税及び地方消費税を含む)
令和7年度	34,260
令和8年度	34,260
令和9年度	34,260
令和10年度	34,260
令和11年度	34,260

※ 上記基準管理のほか、社会一般の賃金水準の変動率に応じて、2年目以降の指定管理費を変更する仕組みである「賃金スライド制度」を導入しております。

制度の詳細については、札幌市のホームページを参照してください。

<http://www.city.sapporo.jp//somu/shiteikanrisha/contens/chingin.html>

(2) 修繕・改修等

ア 管理施設の修繕等については、原則として、1件(合理的な理由のある工事単位)につき 50 万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては、札幌市の費用と責任において実施するものとし、1件につき 50 万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとします(なお、札幌市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなります。)

イ 修繕等により生じた更新施設等は、すべて札幌市に帰属するものとします。

(3) 備品

ア 札幌市が備え付ける備品は、仕様書(別表)で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。また、経年劣化等による備品の更新に係る費用は札幌市が負担し、指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとします。なお、指定管理者の負担により備品を補充した場合についても、その備品は札幌市に帰属するものとします。

イ 仕様書(別表)に記載されている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。

(4) 事故・火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、札幌市の負担とします。

イ 指定管理者の故意又は過失により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

なお、指定管理者においては、札幌市が必要と認める損害賠償責任保険等(交差責任担保特約を付加すること。)に加入していただきます。

(5) リスク分担について

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		札幌市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件 50 万円以上のもの(札幌市の予算の範囲内で可能なもの)	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件 50 万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	札幌市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	

	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由より損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、札幌市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(6) 税について

指定管理者は、法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。詳しくは、法人に係る市民税及び事業を行う者に係る事業所税については中央市税事務所諸税担当に、償却資産に係る固定資産税については中央市税事務所固定資産税課にお問合わせください。

なお、国税については税務署に、道税については道税事務所にお問合わせください。

(7) その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。

9 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

10 申込方法・スケジュール等

(1) 申込み

ア 申込期間:令和6年8月7日(水)から令和6年9月2日(月)まで

:8時45分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

申込書類は、必ず持参により担当課に提出してください。郵送による受付はいたしません。

イ 提出部数:12部(正本1部、写し11部)

(2) 連絡先・問い合わせ先・申込書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課(札幌市役所3階) 担当:平野・皆越

Tel:011-211-2936 Fax:011-218-5181

電子メールアドレス:syurou-soudan@city.sapporo.jp

(3) その他

ア 申込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません(軽微な修正を除く)。

イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、内容に疑義がある場合は、調査、確認する場合がありますので、協力してください。

ウ 申込者が本件の応募に関し、地域生活支援センターさっぽろ指定管理者選定委員会の委員その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。

エ 申込者は、関係職員又は選定委員から、自らを有利に、または不利にするような不正な働きかけ

等を受けた場合、速やかに、制度所管課（総務局改革推進室推進課 011-211-2061）に通報してください。

オ 札幌市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

カ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

キ 申込書類の著作権は申込者に帰属しますが、札幌市が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は申込書類の著作権を無償で使用できることとします。

ク 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

ケ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

コ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。

サ 現在管理を行っている法人の管理運営に関する情報については、各施設所管課のホームページで閲覧することができます。

11 指定管理者候補者の選定及び指定

（1）選定方法

札幌市が設置する地域生活支援センターさっぽろ指定管理者選定委員会において、申込資格を有する申込者のうちから、選定基準に照らして最も適当と認める法人を指定管理者候補者として選定します。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

（2）選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和6年 10 月中旬までに申込者全員に文書で通知します。また、令和6年 11 月下旬までに札幌市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

（3）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和6年 11 月下旬に招集予定の令和6年第4回札幌市議会定例会の議決を経て行います。市議会で否決された場合には、指定管理者として指定を受けられないこととなります。また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

なお、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

（4）指定の取消し等

指定管理者が札幌市の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、札幌市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

12 協定の締結

（1）協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、札幌市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、札幌市との間で協定を締結することになります。

なお、提案のあった事業の実施及び具体的な業務内容については、協定の協議において定めるものですので、留意してください。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 札幌市が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告に関する事項
- オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- キ 情報公開に関する事項(情報公開条例第 22 条の2参照)
- ク 行政手続条例の適用に関する事項
- ケ 暴力団の排除の推進に関する条例の適用に関する事項
- コ 札幌市オンブズマンから調査の協力依頼があった場合の協力義務
- サ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- シ 施設内での事故発生時の対応、札幌市への報告等に関する事項
- ス 指定管理者が札幌市又は第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- セ リスク分担に関する事項
- ソ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備に関する事項
- タ 管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属等に関する事項
- チ 原状回復及び業務の引継ぎに関する事項
- ツ 協定の改定に関する事項
- テ 地域生活支援センターさっぽろの管理運営に当たり札幌市と指定管理者、その他により協議を行う運営協議会の設置に関する事項
- ト 裁判管轄に関する事項
- ナ その他札幌市が必要と認める事項

13 参考資料

- (1) 施設平面図等(資料1)
- (2) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成 15 年条例第 33 号)(資料2)
- (3) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱(資料3)
- (4) 指定管理者制度に関する運用ガイドライン(資料4)
- (5) 札幌市障害者福祉施設条例(平成 18 年条例第 40 号)(資料5)
- (6) 札幌市障害者福祉施設管理規則(平成 18 年9月 30 日規則第 93 号)(資料6)
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)関係分抜粋(資料7)

- (8) 札幌市障がい者相談支援事業実施要綱(資料8)
- (9) 札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱(資料9)
- (10) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(資料 10)
- (11) 札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号)(資料 11)
- (12) 札幌市行政手続条例(平成7年条例第1号)(資料 12)
- (13) 札幌市オンブズマン条例(平成 12 年条例第 53 号)(資料 13)
- (14) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(資料 14)
- (15) 環境方針、札幌市環境マネジメントシステム実施要綱及び札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアル(資料 15)
- (16) 暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル(資料 16)
- (17) 地域生活支援センターさっぽろ指定管理者選定委員会委員名簿(資料 17)
- (18) 障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針(対応方針)(資料 18)、共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領(接遇要領)(資料 19)
- (19) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱(資料 20)
- (20) 個人情報取扱安全管理基準(資料 21)

14 その他

- (1) 指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設を休館する場合があります。改修・修繕計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途、その都度札幌市より協議を申し入れることとします。
- (2) 応募の申込以降、指定期間終了(令和 12 年3月 31 日)までに申込法人の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が予定されている場合は、申込前にお問い合わせください。